


平成30年度に新たに設置する精神医療懇話会について

設置理由

- 第7次医療計画を策定するに当たり、①多様な精神疾患ごとに必要となる医療機能を明確化
②地域の医療機関の役割の明確化、③医療連携体制の推進のため、国がH29年3月末に定めた「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」に基づいて設置。
- 第6次計画において精神医療圏は三次医療圏となっていたが、第7次計画からは二次医療圏を精神医療圏として施策を考えることとなったため、二次医療圏ごとに設置。
(ただし基準病床数は三次医療圏で定める。)

保健医療協議会

 必要に応じて、収集した意見を具申する

- ・医療・病床懇話会
- ・歯科保健懇話会
- ・薬事懇話会
- ・救急懇話会
- ・在宅医療懇話会

+

- ・精神医療懇話会

新規に追加

大阪府地域保健医療推進懇話会設置要綱に基づき設置

概要

- ・開催回数 年1回
- ・メンバー 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大学病院、救命救急Cなど10人程度＋市町村等
- ・会議内容 保健医療計画に基づく圏域ごとの精神医療体制